

# 社会福祉法人藤の実会

## 役員等報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤の実会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人藤の実会の理事、監事、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償、旅費（以下「報酬等」という）の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (役員等の報酬の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 報酬の支給の基準は、評議員会の承認を受けることとする。また、変更しようとするときも同様とする。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員の報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第6条 費用弁償は会議出席等に係る、交通費等を別表2のとおり支弁するものとする。

2 役員等に費用弁償のなされる会議等は以下のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 監事監査
- (3) 評議員会
- (4) 第三者相談委員会
- (5) 評議員選任・解任委員会
- (6) 国、地方自治体等との渉外業務
- (7) その他理事長が運営に必要と認める業務

3 ただし、前項各号の会議が同日に重複して開催される場合は、どちらかの会議について支弁するものとする。

(旅費)

第7条 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を職員旅費規程に準じて、支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等の報酬の支給は、役員等の自己名義の金融機関口座振込みを支払いの原則とする。

2 第6条及び第7条に定める費用弁償及び旅費については、役員等の業務が実行された後、速やかに支給する。

3 報酬は法定の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の支給日)

第9条 役員等の報酬は、在任期間中の7月25日に支払うものとする。なお、支給日が土、日、祝祭日にあたる場合は、順次繰り上げて支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 理事長

主な業務内容	年額
理事会等会議への出席	200,000円

(2) 理事

主な業務内容	年額
理事会等会議への出席	100,000円

(3) 監事

主な業務内容	年額
監事監査への出席	50,000円

(4) 評議員

主な業務内容	年額
評議員会への出席	30,000円

(5) 第三者委員

主な業務内容	年額
第三者相談委員会への出席	10,000円

(6) 評議員選任・解任委員

主な業務内容	年額
評議員選任・解任委員会への出席	20,000円

別表2 (費用弁償)

	日額
会議等への出席	4,000円